

平成14年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

平成14年7月26日

普通交付税

1 普通交付税決定額（全国）

平成14年度普通交付税18兆3,722億円について配分決定する。

（単位：億円、％）

| 区 分  | 決 定 額   | 対前年度伸率 |
|------|---------|--------|
| 総 額  | 183,722 | 4.0    |
| 道府県分 | 106,395 | 2.2    |
| 市町村分 | 77,327  | 6.2    |

基準財政需要額の一部の振替え分である、臨時財政対策債の発行可能額（総額ベース）が、前年度に比べ約12.2%増となること等から、対前年度比で減になっている。

（参 考）

（単位：億円、％）

| 区 分  | 交付基準額     | 対前年度伸率 |
|------|-----------|--------|
| 総 額  | (211,906) | (3.8)  |
|      | 183,968   | 4.0    |
| 道府県分 | (120,961) | (4.8)  |
|      | 106,514   | 2.3    |
| 市町村分 | (90,945)  | (2.4)  |
|      | 77,454    | 6.3    |

財源不足団体ベース

（注）1 （ ）書きは、基準財政需要額から臨時財政対策債に振替えた額を含めた場合の計数である。

2 交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

## 2 本県分

### (1) 交付決定額

県分 2,582億3,852万6千円  
市町村分 1,896億1,578万円

### (2) 対前年度比較

ア 県分の交付決定額は、前年度に比べ 90億1,690万円（3.4%）の減となった。

イ 市町村分の交付決定額は、前年度に比べ 114億3,528万円（5.7%）の減となった。（市町村別決定額は別紙1のとおり）

なお、昨年度に引き続き、六ヶ所村が不交付団体となった。

ウ 前年度に引き続き、県分及び市町村分とも、全国同様、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債へ振替えることとしたため、対前年度比で減となっているが、臨時財政対策債を含めれば、ほぼ前年度並の額となっている。

### 普通交付税決定額

（単位：千円、%）

| 区分   | 平成14年度      | 平成13年度      | 差引増減       | 増減率 |
|------|-------------|-------------|------------|-----|
| 県分   | 258,238,526 | 267,255,426 | 9,016,900  | 3.4 |
| 市町村分 | 189,615,780 | 201,051,060 | 11,435,280 | 5.7 |
| 合計   | 447,854,306 | 468,306,486 | 20,452,180 | 4.4 |

### （参考）

#### 交付基準額

（単位：千円、%）

| 区分   | 平成14年度        | 平成13年度        | 差引増減        | 増減率   |
|------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 県分   | (285,303,232) | (279,557,813) | (5,745,419) | (2.1) |
|      | 258,454,080   | 267,524,342   | 9,070,262   | 3.4   |
| 市町村分 | (210,668,326) | (210,720,081) | (51,755)    | (0.0) |
|      | 189,808,274   | 201,294,410   | 11,486,136  | 5.7   |
| 合計   | (495,971,558) | (490,277,894) | (5,693,664) | (1.2) |
|      | 448,262,354   | 468,818,752   | 20,556,398  | 4.4   |

財源不足団体ベース

（注）1 （ ）書きは、基準財政需要額から臨時財政対策債に振替えた額を含めた場合の計数である。

2 交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

## 地方特例交付金

### 1 地方特例交付金の概要

平成11年度より、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、地方特例交付金が交付されることとなった。

当該交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる。

### 2 交付額の算定方法

各地方公共団体の交付額は、都道府県にあっては、道府県民税所得割、法人税割及び法人事業税の減収見込額の概ね4分の3に相当する額から、たばこ税の増収見込額及び法人事業税の減収見込額（交付見込団体のみ）を控除した額、市町村にあっては、市町村民税所得割及び法人税割の減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の増収見込額を控除した額。

### 3 地方特例交付金交付決定額（全国）

平成14年度地方特例交付金9,036億円について配分決定する。

（単位：億円、％）

| 区 分   | 決 定 額 | 対前年度伸率 |
|-------|-------|--------|
| 総 額   | 9,036 | 0.2    |
| 都道府県分 | 2,376 | 1.1    |
| 市町村分  | 6,660 | 0.1    |

### 4 本県分

県 分 9億4,185万9千円

市町村分 45億2,976万円 （市町村別決定額は別紙2のとおり）

（単位：千円、％）

| 区 分  | 平 成 1 4 年 度 | 対前年度伸率 |
|------|-------------|--------|
| 県 分  | 941,859     | 1.0    |
| 市町村分 | 4,529,760   | 2.4    |
| 合 計  | 5,471,619   | 2.2    |

## 臨時財政対策債発行可能額

### 1 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から平成15年度の間、地方財政法第5条の特例債（臨時財政対策債）として発行されるものである。

その元利償還金については、明年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

### 2 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

次の費目に係る基準財政需要額の振替額について、臨時財政対策債が発行できるものとする。その発行可能額は各費目の基準財政需要額の算式に準じて算定したものを各地方団体ごとに合算して算出する。

企画振興費<経常>、その他の諸費(人口)<経常>、  
その他の土木費<投資>、その他の諸費(人口)<投資>、その他の諸費(面積)<投資>

### 3 臨時財政対策債発行可能額（全国）

（単位：億円、％）

| 区 分   | 発行可能額  | 対前年度伸率 |
|-------|--------|--------|
| 総 額   | 32,267 | 122.6  |
| 都道府県分 | 16,097 | 122.7  |
| 市町村分  | 16,170 | 122.5  |

不交付団体も含む。

### 4 本県分

県 分 268億4,915万2千円

市町村分 211億1,293万5千円（市町村別発行可能額は別紙3のとおり）

（単位：千円、％）

| 区 分  | 平成14年度     | 対前年度伸率 |
|------|------------|--------|
| 県 分  | 26,849,152 | 123.1  |
| 市町村分 | 21,112,935 | 121.3  |
| 合 計  | 47,962,087 | 122.3  |

不交付団体も含む。